孤独・孤立実態調査及び第３期田原本町地域福祉計画策定業務委託
公募型プロポーザル実施要領

この要領は、孤独・孤立実態調査及び第３期田原本町地域福祉計画策定業務（以下「本業務」という。）の受託事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その手続その他の必要な事項を定めるものとする。

１．本業務の目的

本業務は、支援が途切れがちになりやすい若年層を中心とした孤独・孤立の実態や健康リスク等の課題をアンケート調査等により的確に把握し、日々の生活環境における「緩やかなつながり」や気軽に集える「居場所」へのニーズをキャッチして具体的な支援につなげることを目的とする。

また、社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）に基づき、令和１０年度から令和１４年度までの５年間を計画期間とする「第３期田原本町地域福祉計画」を策定する。令和８年度中に策定予定の「田原本町第５次総合計画」に掲げるまちの将来像の実現に向け、住民、行政、関係機関・団体などが相互に助け合い、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、保健・福祉分野以外のまちづくり関連分野とも連携を図り、社会動向、関連法令及び本町関連計画との整合性に留意しつつ、地域福祉を総合的かつ効果的に推進するための計画策定及び全般的な業務支援を行うものとする。

２．本業務の概要

（１）業　務　名　　孤独・孤立実態調査及び第３期田原本町地域福祉計画策定業務委託

（２）発　注　者　　田原本町

（３）業 務 内 容　　別添の仕様書のとおり

※仕様書は本業務プロポーザル実施時の内容であり、受託候補者決定後、提案書の内容を反映し変更する可能性がある。

（４）委 託 期 間

ア　本業務に係る委託期間は、令和８年度から令和９年度までの２か年とする。ただし、契約については、本業務の実施に係る事項を定めた基本契約及び各年度の実施業務を定めた年度ごとの契約を行うものとする。

イ　令和８年度業務は契約締結日から令和９年３月２４日（水）までとする。また、令和９年度業務は令和９年４月１日（木）から令和１０年３月２４日（金）までとする。

３．契約上限額

８，３７１，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和８年度　４，０１５，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）実態調査業務

令和９年度　４，３５６，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）計画策定業務

なお、この金額は、契約（予定）金額を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものである。本業務に係る見積書を提出する際は、この契約上限額を超えてはならないものとする。

４．参加資格

このプロポーザルへの参加資格を有する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定のいずれにも該当しないこと。

（２）民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生手続開始決定がなされている者又は会社更生法に基づく更生手続開始決定がなされている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全でないこと。

（３）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴対法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団関係事業者（法人でその役員若しくは使用人のうちに暴力団員のあるもの又は自然人で使用人のうちに暴力団員のあるものをいう。）でないこと。

（４）暴力団（暴対法第２条第２号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

（５）国税（法人の場合は、法人税、消費税及び地方消費税、個人の場合は、申告所得税、復興特別所得税、消費税及び地方消費税）、主たる事務所の所在地の市区町村税及び町税（介護保険料及び後期高齢者医療保険料を含む。田原本町が課税するものに限る。）を滞納していないこと。

（６）このプロポーザルへの参加申込を行った日から受託候補者を決定する日までの期間において、田原本町工事等契約に係る入札等参加停止措置要領（平成２５年８月田原本町告示第４３号）第３条第１項の規定に基づく入札等参加停止措置をこのプロポーザルの募集期間中において受けていないこと。

（７）田原本町政治倫理条例（平成１１年１２月田原本町条例第２５号）第４条第１項に該当する者でないこと。

（８）過去１０年間（平成２８年度～令和７年度）に国、都道府県又は市区町村から、同種のアンケート調査及びその分析並びに地域福祉計画策定の受託実績を有すること。（上記計画の基礎調査のみの実績は除く。）また、受託実績の業務経験を有する責任者を配置すること。

５．スケジュール（予定）

参加申込の受付開始	令和８年１０月３０日（金）
質疑の受付開始	令和８年１０月３０日（金）

質疑の受付締切	令和８年１１月１２日（木）午後３時まで
質疑の回答	令和８年１１月１８日（水）
参加申込の受付締切	令和８年１１月２７日（金）午後４時３０分まで
第１次審査（書類審査）	令和８年１２月上旬（予定）
第１次審査結果通知	令和８年１２月中旬（予定）
第２次審査(プレゼンテーション)	令和８年１２月中旬（予定）
第２次審査結果通知	令和８年１２月下旬（予定）
契約締結	令和８年１２月下旬（予定）

※上記日程はあくまでも予定であり、変更になる場合がある。

６．参加申込の方法

このプロポーザルへの参加を希望する者は、田原本町ホームページから必要書類等をダウンロードし、次のとおり必要書類等を提出すること。

（１）提出期間

令和８年１０月３０日（金）から令和８年１１月２７日（金）まで

（２）提出時間

午前９時から午後４時３０分まで

（３）受付場所

田原本町役場　住民福祉部　健康福祉課

（４）提出方法

持参、郵便又は信書便による。(郵便又は信書便については、期限内必着)

ただし、持参の場合は土日祝日等閉庁日を除く。

※提出書類一式に不備・不足のある場合は、受け付けできません。

（５）提出書類

①参加申請書（様式第１号）

②企画提案書（任意様式）

企画提案書の総ページ数は１０ページ以内とする。

企画提案書は、原則としてＡ４判縦置き横書きとする。ただし、必要に応じてＡ４判横置き横書きも可とし、図等はＡ３判を折り込むことも可とする。

③業務概要図、イメージ図（任意様式）

④業務実施体制調書（様式第２号）

⑤工程表（任意様式）

⑥会社概要（任意様式）

⑦業務実績（任意様式）

過去１０年間（平成２８年度～令和７年度）に国、都道府県又は市区町村から、同種のアンケート調査及びその分析並びに地域福祉計画策定業務に係る実績を記載すること。また、契約書の写しを添付すること。

⑧見積書

見積の内訳を可能な限り詳細に記載すること。なお、消費税及び地方消費税の額を含む額を記載するものとする。正本として、商号又は名称及び代表者の氏名の記入、並びに社印を押印したものを提出すること。

⑨登記事項証明書（履歴事項証明書）

※発行日から３か月以内のものに限る。

⑩直近１年間の財務状況がわかる書類（貸借対照表及び損益計算書等）

⑪法人税、消費税及び地方消費税についての納税証明書（国税：様式その３の３）

※発行日から３か月以内のものに限る。

⑫主たる事務所の所在地の市区町村税についての滞納がない旨の証明書

※発行日から３か月以内のものに限る。

⑬誓約書（様式第３号）

⑭別紙「プロポーザル審査における社会的な価値の勘案基準」のいずれかに該当する場合は、別紙に定める確認書類等

（６）提出部数

正本１部、副本１部及び副本をスキャンしたＰＤＦデータ一式を記録したＣＤ－Ｒ等の電子記録媒体（ＵＳＢ不可）１枚

副本及びデータについては、全ての書類において参加業者を特定できる情報（会社名、代表者氏名、役員氏名、住所、電話番号等）を黒塗りその他の方法により削除して提出すること。削除が不十分な場合は、その補正を指示し、又は本町が当該箇所を削除するものとする。また、副本については、本町において複写する場合があるため、ホチキスやインデックス等を使用せず、製本しないこと。

※提出書類⑨～⑫については、正本に原本を添付し、副本にはその写しの添付で可とする。

７．質疑の受付及び回答

本業務に係る仕様書等の内容に質疑が生じた場合は、次のとおり質疑書（様式第４号）を提出すること。ただし、質疑の回数は、１参加業者につき１回までとする。

（１）受付期間

令和８年１０月３０日（金）から令和８年１１月１２日（木）午後３時まで

ただし、土日祝日等閉庁日を除く。（受付期間内必着）

（２）受付時間

午前９時から午後４時３０分まで（受付時間内必着）

ただし、最終日の１１月１２日（木）は午後３時まで

（３）提出方法

下記１３．問合せ先に電子メールにて質疑書を提出し、質疑書の提出後、必ず電話にてメールが届いているか確認を行うこと。なお、電話や来庁による質疑等、規定の方法以外の方法による質疑は受け付けない。

（４）回答方法

質疑があった場合は、令和８年１１月１８日（水）に田原本町ホームページにて回答する。

（５）その他

意見の表明と解されるもの、質疑内容が不明瞭なもの等については回答しません。また、受付期間に遅れたものは回答しません。

８．選定方法

（１）受託候補者及び次点者の選定

受託候補者及び次点者の選定は、第１次審査及び第２次審査により行うものとし、選定に係る審査は、孤独・孤立実態調査及び第３期田原本町地域福祉計画策定業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。

（２）選定方法

①　第１次審査（書類審査）

審査委員会が、下記（４）に定める評価基準に基づき提出書類を審査して評価を行い、評価点（５０点満点）の合計が高い順に３者を第２次審査の対象者として選定する。ただし、参加申請書を提出した者が３者以下の場合は、第１次審査を省略することができ、この場合第２次審査の日程を早めるときがある。

②　第２次審査（プレゼンテーション）

第２次審査対象者は、あらかじめ提出した企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う。

審査委員会は、下記（４）に定める評価基準に基づきこれを審査して評価を行い、受託候補者１者及び次点者１者を選定する。ただし、参加業者が１者以下の場合は、受託候補者１者のみを選定する。

受託候補者の選定にあたっては、各審査委員から最も高い評価点（１０２点満点）を最も多く得た者を受託候補者とする。各審査委員から最も高い評価点を最も多く得た者が複数あった場合は、その中で全審査委員の評価点の合計点が最も高い者を受託候補者とする。さらに全審査委員の評価点の合計点が最も高い者が複数あった場合は、その中から審査委員の多数決により受託候補者を選定する。それでも同数となった場合は、委員長の決するところによる。

（３）審査結果の通知及び公表

第１次審査及び第２次審査の実施後、各審査対象者に対して文書により結果を通知する。また、田原本町ホームページにおいて全審査対象者の名称及び評価点数を公表する。なお、選定結果に関する問い合わせ、異議申し立て等は、受け付けない。

（４）評価基準

各審査の評価項目、評価事項及び評価点は、下記のとおりとする。なお、第１次審査の評価点は、第２次審査には引き継がれない。

各審査委員の総評価点の平均が最低基準点（得点６０点）に満たない場合は、受託

候補者及び次点者を選定しない。

（５）社会的な価値の勘案

第２次審査においては、別紙「プロポーザル審査における社会的な価値の勘案基準」のいずれかに該当する場合は、２点を加点する（複数の該当項目に該当する場合でも、加点は２点とする。）。

第１次審査（５０点満点）

評価項目		審査事項	評価点
業務遂行能力	業務の実績	国、都道府県又は市区町村から、同種のアンケート調査及びその分析並びに地域福祉計画策定業務に係る実績があるか。	１０
	担当職員の配置・業務体制	経験豊富な職員を配置し、必要な連絡調整ができる体制を整えているか。	１０
	財務状況の健全性	財務状況は健全であり、本業務を実施できる財務能力を有しているか。	5
企画提案能力	工程計画	詳細な計画であり、実現性があるか。	１０
	業務遂行に対する姿勢	本業務を深く理解し、田原本町の実情を十分に把握・分析した提案内容であるか。	１０
見積	見積額の評価	見積額が契約上限額以下であり、かつ、提案内容に見合う金額となっているか。	5

第２次審査（１０２点満点）

評価項目		審査事項	評価点
業務遂行能力	業務の実績	国、都道府県又は市区町村から、同種のアンケート調査及びその分析並びに地域福祉計画策定業務に係る実績があるか。	１０
	担当職員の配置・業務体制	経験豊富な職員を配置し、必要な連絡調整ができる体制を整えているか。	１０
	財務状況の健全性	財務状況は健全であり、本業務を実施できる財務能力を有しているか。	5
企画提案能力	工程計画	詳細な計画であり、実現性があるか。	１０
	業務遂行に対する姿勢	本業務を深く理解し、田原本町の実情を十分に把握・分析した提案内容であるか。	１０

	計画策定に向けた分析等に関する提案	アンケート調査票の回収率向上に向けた工夫や提案があるか。	5
		アンケート調査結果等を地域福祉計画策定にどのように活用するか、効果的な手法等について提案があるか。また、的確な取組内容・目標値を設定するための考え方、提案になっているか。	１０
	業務全体についての提案	国・県の動向や指針・計画等を踏まえた内容で提案されているか。	5
		実施要領及び仕様書の内容を十分に理解した独自の提案がなされており、かつ、提案内容が田原本町の現状と課題を踏まえた適切なものになっているか。	１０
		提案内容が、実効性のある調査及び計画策定につながるような内容であるか。	１０
		本業務の進捗管理と評価方法について効果的な提案がなされているか。	１０
見積	見積額の評価	見積額が契約上限額以下であり、かつ、提案内容に見合う金額となっているか。	5
社会的な価値	社会的な価値（加点事由）	別紙「プロポーザル審査における社会的な価値の勘案基準」に規定した項目のいずれかに該当しているか。	2

９．第２次審査（プレゼンテーション）

第２次審査対象者は、あらかじめ提出した企画提案書に基づき、次のとおりプレゼンテーションを行う。

（１）実施日時

令和８年１２月中旬頃を予定

詳細については、第２次審査対象者に別途通知する。

なお、遅刻の場合は残り時間でプレゼンテーションを行い、欠席した場合は参加申込みを辞退したものとみなす。

（２）実施場所

田原本町役場（奈良県磯城郡田原本町８９０－１）

（３）プレゼンテーション実施者

第２次審査対象者１者につき３名以内とする。なお、プレゼンテーションは、責任者など本業務に直接携わる者が少なくとも１名以上参加し実施すること。

（４）実施時間

プレゼンテーション準備　１０分以内
プレゼンテーション　　２０分以内
質疑応答　　１０分程度

（５）その他

① プレゼンテーションにおける提案は、あらかじめ提出した企画提案書の記載内容と同一とし、追加の提案や追加資料等の配布は不可とする。※企画提案書内に記載されていない新しい提案を行わないこと。

② 公正な審査を行うため、事業者を特定できる情報（会社名等）を伏せてプレゼンテーションを行うこと。

③ プレゼンテーションは、対面又はオンライン形式のいずれも可とします。

（対面形式の場合）

プロジェクター、スクリーン、パソコン等の機材を使用したプレゼンテーションも可とするが、必要機材については、あらかじめ連絡の上、第２次審査対象者において用意すること。

（オンライン形式の場合）

Ｗｅｂ会議システム（Zoom、Microsoft Teams 等）を利用した説明も可とします。この場合、安定した通信環境の確保及び事前の接続テストへの対応については、第２次審査対象者の責任において行うこととします。

④ プレゼンテーションは、非公開で行う。

１０．参加業者の失格

次のいずれかに該当する場合は、当該参加業者を失格とする。失格となった者は、以後の審査に参加することができないものとし、既に審査が終了している場合は、当該参加業者の審査結果を無効とする。

（１）前記４の参加資格を満たさなくなったとき。
（２）故意又は重大な過失により虚偽の記載があったとき。
（３）書類の提出期限その他この要領の記載事項を遵守しなかったとき。
（４）見積額が契約上限額を超えるとき。
（５）審査の公平性を害する行為があったときその他受託候補者として不適格と認められるとき。

１１．契約に関する事項

（１）受託候補者と町が協議し企画提案書による提案内容を基本として、本業務に係る仕様書を確定させたうえで、契約を締結する。なお、受託候補者との協議の結果、合意に至らなかった場合は、次点者と協議するものとする。

（２）受託者が契約書に記載した内容を履行できない場合には、町に対し違約金を支払わなければならない。また、受託者が本業務の履行に関して町に損害を与えたときは、町に対し損害を賠償しなければならない。

１２．その他

（１）このプロポーザルへの参加に要する費用は、全て参加業者の負担とする。

（２）このプロポーザルへの参加を辞退する場合は、遅滞なく辞退届（様式第５号）を提出すること。

（３）参加業者から提出された書類等の修正、差し替え等は、本町から求める場合を除き一切認めない。

（４）同一の参加業者からの複数の企画提案書等の提出は、受け付けない。

（５）提出した企画提案書等は返却しない。

（６）本業務の全部を一括して再委託してはならない。ただし、業務の一部について再委託することが必要と町が認める場合はこの限りでない。その場合、あらかじめ再委託に関する事項を書面（任意様式）によって提出し、町の承諾を得ること。

（７）参加業者から提出された書類等の著作権は参加業者に帰属するが、このプロポーザルの実施及び選定結果の公表等に必要な範囲内において、本町は無償で当該著作権を使用できるものとし、参加業者は、本町に対して当該著作物に係る著作者人格権を行使しないものとする。

（８）提案の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法（昭和４５年法律第４８号）に認められた場合を除き、当該第三者の承諾を得ておくこととし、第三者の著作権の使用の責は、使用した提案者に全て帰属するものとする。

（９）このプロポーザルに関して情報公開請求があった場合、田原本町情報公開条例（平成１１年１２月田原本町条例第２２号）に基づき、参加業者から提出された書類を開示することがある。

（１０）参加業者は、書類の提出をもって本実施要領の記載内容を承諾したものとする。

１３．問合せ先

〒６３６－０３９２　奈良県磯城郡田原本町８９０番地の１

田原本町　住民福祉部　健康福祉課　社会福祉係

ＴＥＬ：０７４４－３４－２０９８

ＦＡＸ：０７４４－３２－２９７７

E-Mail ：fukushi@town.tawaramoto.nara.jp